

伊南行政組合昭和伊南総合病院後期研修医研修奨励金交付要綱

〔平成19年10月22日〕  
告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊南行政組合昭和伊南総合病院における後期研修医の確保を促進するため、後期研修プログラムに基づき研修を受けた後期研修医に対し予算の範囲内で研修奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後期研修」とは、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した医師が、後期研修病院の後期研修プログラムに基づき受ける専門的な研修をいう。

(交付対象者)

第3条 後期研修医研修奨励金(以下「研修奨励金」という。)の交付対象者は、後期研修病院において、1年以上の後期研修を受けた医師とする。

(研修奨励金の交付額)

第4条 研修奨励金の交付額は、100万円とする。

(交付の申請)

第5条 研修奨励金の交付を受けようとする者は、研修奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて組合長に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 臨床研修修了登録証の写し

(交付申請の時期)

第6条 研修奨励金の交付申請は、伊南行政組合昭和伊南総合病院における後期研修を開始して1年を経過した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 組合長は、第5条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、研修奨励金の交付を決定するものとする。

2 組合長は、前項の規定により交付を決定したときは、研修奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(研修奨励金の交付)

第8条 組合長は、前条の規定により交付の決定を受けた者からの請求により、本人に研修奨励金を交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、研修奨励金交付請求書(様式第3号)を組合長に提出して行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。